

市政記者各位

腸内細菌検査に係る手数料の誤徴収について

各区の保健所で実施している腸内細菌検査（腸管出血性大腸菌、赤痢、サルモネラに係る便検査）について、受検者から手数料を誤徴収したという事案が判明いたしました。

市民の皆さまに深くお詫びするとともに、今後、対象者の方には個別にお知らせをお送りし、差額の払い戻しの手続きを行ってまいります。

また、同様の事案が二度と発生しないよう、再発防止に向けた取組みを徹底してまいります。

1. 事案の概要

腸内細菌検査に係る手数料の額については、福岡市の条例及び規則により、診療報酬点数表に基づき算定することとしており、診療報酬の改定があった場合は、その都度、保健予防課において改定内容を反映させ手数料を決定しています。

これについて、令和5年度の手数料に変更がないか確認を行う中で、令和4年度の診療報酬改定を反映させていないことが分かり、調査の結果、下記のとおり受検者から手数料を多く徴収したことが判明したものです。

- 受検者延べ954名（258施設・個人）※令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 1件当たりの多く徴収している額：40円

【腸内細菌検査に係る手数料（1件当たり）】

本来徴すべき額	診療報酬点数 283点 × 10円 × 0.8 ≒ 2,260円
誤って徴した額	診療報酬点数 288点 × 10円 × 0.8 ≒ 2,300円（40円の過徴収）

2. 今後の対応

上記の受検者に対して、市から個別に文書でお知らせの上、誤徴収した金額を速やかに払い戻します。なお、手数料は令和4年4月に遡って改定しており、令和5年4月以降は改定後の正しい金額となっています。

3. 原因

診療報酬の改定は概ね2年に1度であり、毎年度、手数料の改定事務が発生しないことから、適切な事務の引継ぎが行われていなかったこと、また、当該事務について組織的に管理ができていなかったことが原因と考えている。

4. 再発防止策

診療報酬改定が示される3月、また改定が適用される4月にあわせて、市の手数料を変更する必要がないか、毎年、複数の職員でチェックし課内で決裁をとることをマニュアル化するとともに、当該事務に係る管理監督を徹底してまいります。

保健医療局保健予防課（担当：江野）
TEL 711-4268・711-4270